

第2章 行政機構

1 総論

平成22年度の定員及び機構については、時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして温かい政府の実現を図るとの基本的考え方に立ち、「行革推進法」等を踏まえ、行政組織の減量・効率化の一層の推進を図るため、従来にも増して厳選した要求が行われた。特に、定員については、「国の行政機関の定員の純減について」、「平成22年度以降の定員管理について」（平成21年7月1日閣議決定）等を踏まえ、地方支分部局の業務及びIT化に係る業務についての見直しに積極的に取り組むとともに、行政需要の変化に対応した定員の再配置を進めつつ、純減を確保することとされた。

すべての独立行政法人について、「基本方針2009」に基づき、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）を着実に実施することとし、確実に要求・要望に反映するとともに、同計画上、平成21年以降に結論を得ることとされている事項についても、無駄を徹底して排除すべく組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直しを進め、その内容について可能な限り反映させることとされた。

また、各独立行政法人において、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、随意契約の見直しを行うとともに、独立行政法人等の総人件費について平成18年度以降の5年間で100分の5以上（年平均100分の1以上）の削減を基本とする改革等に引き続き取り組むほか、独立行政法人が公益法人に造成した基金について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）に沿った見直しを行い、これらを踏まえ、運営費交付金等の財政支出を抑制することとされた。

2 機構等

(1) 農林水産省設置法の一部改正

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第13条による改正（平成22年10月1日施行）

農林水産省の所掌事務における「農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関すること並びに農業改良資金の貸付けについての助成に関すること」から、「並びに農業改良資金の貸付けについての助成に関すること」が除かれた。

(2) 農林水産省組織令の一部改正

ア 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成22年政令第127号）による改正（平成22年10月1日施行）

経営局の所掌事務から、「農業改良資金の貸付けについての助成に関すること」が除かれた。

イ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）附則第3条による改正（平成23年3月1日施行）

総合食料局及び同局食品産業企画課の所掌事務に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の施行に関すること」が追加された。

(3) 農林水産省組織規則の一部改正

ア 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成22年農林水産省令第30号）による改正（平成22年4月1日施行）

(ア) 本省地方支分部局関係

a 組織の改正等

(a) 地方農政局

統計部統計企画課に統計指導官を新設。

(b) 地方農政事務所

① 農政推進課行政情報官を廃止。

② 統計部統計管理官及び地域統計企画官を廃止。

(c) 事務所・事業所

① 大崎農業水利事務所及び大崎上流農業水利事業建設所を廃止。

② 土地改良調査管理事務所を改組。

(d) 北海道農政事務所

① 統計部統計企画調整官を廃止。

② 統計部統計企画課に統計指導官を新設。

b 専門官の新設

部 局 名	名 称	所掌事務
統 計 部	統計指導官	統計調査員その他の職員の養成に関する事項についての企画及び連絡調整並びに統計の作成に関する技術の指導に関する事務

(イ) 林野庁関係

a 組織の改正等

(a) 森林管理局

計画部生態系管理指導官を廃止。

イ 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成22年農林水産省令第36号）による改正（平成22年4月23日施行）

(ア) 本省地方支分部局関係

a 組織の改正等

(a) 地方農政局

生産経営流通部及び同部構造改善課の所掌事務を変更。

ウ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成22年農林水産省令第52号）による改正（平成22年10月1日施行）

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 大臣官房

① 総務課に報道広報審査官を新設。

② 情報評価課に広報審査官を新設。

(b) 総合食料局

食品産業企画課に新事業創出専門官を新設。

b 専門官の新設

部 局 名	名 称	所掌事務
大臣官房	報道広報審査官	報道関係者に対する広報についての審査及び連絡調整に関する事務
	広報審査官	広報についての審査及び連絡調整に関する事務
総合食料局	新事業創出専門官	食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における新たな事業の創出に関する専門の事項についての企画、連絡調整

及び指導に関する事務

(イ) 本省施設等機関関係

a 組織の改正等

(a) 植物防疫所

横浜植物防疫所羽田空港支所を新設。

(b) 動物検疫所

動物検疫所羽田空港支所を新設。

(ウ) 本省地方支分部局関係

a 組織の改正等

(a) 事務所・事業所

阿武隈土地改良調査管理事務所に新請戸川農業水利事業建設所を新設。

(エ) 林野庁関係

a 組織の改正等

(a) 内部部局

森林整備部計画課に国際森林減少対策調整官を新設。

b 専門官の新設

部 局 名	名 称	所掌事務
森林整備部	国際森林減少対策調整官	国際的な森林減少防止対策に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務

(オ) 水産庁関係

a 組織の改正等

(a) 内部部局

資源管理部遠洋課に捕鯨情報企画官を新設。

b 専門官の新設

部 局 名	名 称	所掌事務
資源管理部	捕鯨情報企画官	捕鯨に関する情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務

エ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成22年農林水産省令第65号）による改正（平成23年1月1日施行）

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 総合食料局

商品取引所検査官の所掌事務を変更。

(イ) 本省地方支分部局関係

a 組織の改正等

(a) 地方農政局

生産経営流通部食品課商品取引所検査官の所掌事務を変更。

オ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の

創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）による改正（平成23年3月1日施行）

(ア) 本省地方支分部局関係

a 組織の改正等

(a) 地方農政局

生産経営流通部及び同部構造改善課の所掌事務を変更。

(b) 北海道農政事務所

農政推進課の所掌事務を変更。

3 定 員

(1) 定員の増減状況

「平成22年度以降の定員管理について」（平成21年7月1日閣議決定）、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）及び「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」（平成18年6月30日閣議決定）に基づき、定員の合理化及び配置転換等が行われる一方、定員増については、政府全体を通じた一層の純減の確保という厳しい状況の下であるが、農林水産省において70人の新規増が認められたほか、内部振替及び総務省との各省間振替が行われた。

定員増減の内訳は次のとおりである。

ア 行政機関職員定員令第1条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
本 省	19,491人	18,470人	△ 1,021人
林 野 庁	490人	487人	△ 3人
水 産 庁	913人	908人	△ 5人
計	20,894人	19,865人	△ 1,029人

イ 行政機関職員定員令第3条定員

区 分	改正前	改正後	差引増減
林 野 庁	4,857人	4,769人	△ 88人
計	4,857人	4,769人	△ 88人

(2) 定員関係法令の改正

前記(1)の定員増減等のため、平成22年度における定員関係法令の改正は次のとおり行われた。

ア 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成22年政令第84号）

イ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成22年農林水産省令第31号）